

(審議会の設置)

**第53条** 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境の保全に関して、基本的な事項を調査審議し、必要な事項を市長に答申又は建議等するため、木更津市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。